

少年警察活動に関する訓令の運用について（通達）

最終改正 令和 5. 7. 13 例規刑企第21号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

少年警察活動に関する訓令（平成15年京都府警察本部訓令第7号）の制定に伴い、同訓令の運用上の留意事項等、必要な事項を定めたもので、平成15年4月1日から実施しています。